

## 平成 30 年 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 7 日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成 30 年 3 月 7 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告

### 4. 審 査 事 項

#### 審査事件名

- 議案第 1 号 平成 30 年度可児市一般会計予算について
- 議案第 8 号 平成 30 年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第 9 号 平成 30 年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第 10 号 平成 30 年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第 11 号 平成 30 年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第 12 号 平成 30 年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第 15 号 平成 29 年度可児市一般会計補正予算（第 5 号）について

### 5. 出 席 委 員 （20 名）

委 員 長	澤 野 伸	副 委 員 長	天 羽 良 明
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	亀 谷 光	委 員	富 田 牧 子
委 員	伊 藤 健 二	委 員	中 村 悟
委 員	山 根 一 男	委 員	山 田 喜 弘
委 員	川 合 敏 己	委 員	野 呂 和 久
委 員	勝 野 正 規	委 員	板 津 博 之
委 員	伊 藤 壽	委 員	出 口 忠 雄
委 員	渡 辺 仁 美	委 員	高 木 将 延
委 員	田 原 理 香	委 員	大 平 伸 二

### 6. 欠 席 委 員 なし

### 7. そ の 他 出 席 し た 者

議 長 川 上 文 浩

### 8. 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

企 画 部 長	牛 江 宏	総 務 部 長	前 田 伸 寿
市 長 公 室 長	酒 向 博 英	財 政 課 長	渡 辺 勝 彦
総 合 政 策 課 長	瀬 瀬 新 吾	総 務 課 長	肥 田 光 久

税務課長 宮崎卓也  
管財検査課長 安藤重則

防災安全課長 日比野慎治  
市民課長 山口好成

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 杉山 修  
議会事務局  
書記 山口 紀子

議会事務局  
議会総務課長 松倉 良典  
議会事務局  
書記 林 桂太郎

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

若干定刻前でございますが、皆さんおそろいでありますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました予算議案のうち、総務企画委員会所管部分の質疑を行います。

委員の皆様をお願いを申し上げます。事前提出の質疑内容について説明に不足がある場合には、趣旨を加えて説明をお願いいたします。また、質疑内容について、特に注意を要すべき事項は、予算決算委員会終了後、各常任委員会内の課題として協議いただきますよう、あわせてをお願いを申し上げます。

それでは、議案の番号順とは異なりますが、初めに平成29年度補正予算、その後に平成30年度予算の順で、お手元に配付いたしました事前質疑一覧表に沿って1問ずつお願いをいたします。

内容が重複する質疑はそれぞれ発言していただき、その後にまとめて答弁をいただきます。また、関連質疑はその都度認めます。そのほかの質疑については、事前質疑終了後に改めて発言をお願いいたします。

発言される方は、委員の方も執行部の皆様も挙手をして、委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、平成29年度補正予算について、山田委員より1問ずつ質疑をしていただきますようお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） まず補正予算のほうから、議案資料番号4番、9ページ、市民税について、個人市民税の所得割が当初見込みを下回るとのことだが、どの所得、給与、事業、不動産などがどれだけ下回るのか。また、その要因は何か。

○委員（富田牧子君） 山田委員と同じで9ページです。市民税の個人、法人とも見込みを下回り、4億7,500万円の減額をするが、見込みどおりではなかった要因は何か。

○税務課長（宮崎卓也君） まず、山田委員の御質問のどの所得がどれだけ下回るのかでございまして、個人市民税の歳入予算につきましては、所得区分ごとに見込んでおりませんので、これにつきましては、申しわけございませんが、それを当初予算と補正予算とで比較することができません。

次に、両委員御質問の個人市民税が当初見込みどおりでなかった要因につきましては、まず納税義務者数は見込みどおりであったことから、1人当たりの所得の伸びが当初の予測より少なかったものというふうに思っております。

その原因につきましては、これは推測になりますが、当初予算で見込んでいったGDPの年率増加、1%ほどだったんですが、その分が個人所得に余り影響してこなかったということや、給与所得水準の高い方々の定年退職などによる世代交代により、1人当たりの平均所得額の伸びが少なかったことなどが考えられます。

ちなみに、均等割を含んだ平成 28 年度現年課税分の実績との比較におきましては、約 1 億 4,500 万円ほど増額となる見込みでございまして、実績ベースで税収減となるわけではございません。

次に、富田委員の御質問の法人市民税が見込みどおりでなかった要因でございまして、市外に本社機能を移転した法人があったことや、一部の規模の大きな法人の法人税額、これは国税のほうですけれども、法人税額が減少したことによりまして、法人税割が減少したものでございます。

なお、一部法人の法人税額が減少した理由につきましては、償却資産の固定資産税が増加していることなどから推測いたしますと、設備投資などの投資が進んだ結果ではないかというふうに考えられます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 追加、よろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） それにしても、この法人のほうは補正前から比べて 3 割減をしている、だから 7 割だということですよ、見通しのね。これは、それだけで説明されるものなんではないでしょうか。それから、言われたその設備投資に回ったんじゃないかと、それは本当に確かめたわけですか。

○税務課長（宮崎卓也君） まず法人市民税につきましては、税収そのものが外的要因に左右されるということで、特に法人市民税は、法人の企業活動や経営状況によって毎年大きく差が生じてまいりますので、予算編成が 1 年前であることも含めまして、当初予算と実績を一致させるということはなかなか困難なものでございます。

それから、あと設備投資の話でございまして、これにつきましては、説明でも申しましたが、今回、固定資産税のほうの増額の補正をさせていただいていますが、そこからの推測でございまして。実際にそれを確認とったわけではございません。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に関連よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ただいま報道機関からの取材の申し込みがありましたので、許可をいたしました。皆さん、よろしくお願いいたします。

○委員（伊藤 壽君） 補正予算のほうですが、議案の番号は 4、ページ数は 11、12 ページで、一般会計の歳入のほうでございまして。

歳入全般ですが、今、前回の質問にもありましたけど、市民税との関係もあります。財政調整基金の取り崩しをやめるのと、それから税の減収分、全額減収補填債を借り入れるような予算になっておりますけど、その理由をお願いしたいと思います。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今回、借り入れ予定の減収補てん債は、普通交付税の基準財政収入額で算定した法人市民税と利子割交付金に対し、平成 29 年度の実際の収入見込み額が下回る場合に、その差額を上限に借り入れをできるという起債です。起債の充当率は 100%で、後年度の元利償還金の 75%が交付税の基準財政需要額に算入をされます。

計算上の借り入れの上限額は 4 億 8,380 万円ほどになりますが、今回の補正で税収の減収

見込み額を3億7,700万円として補正減をしていますので、この減収を埋める形で同額を借り入れるということにしたものです。

一方、財政調整基金の1億4,462万5,000円の減額につきましては、今回の3月補正の歳入歳出の調整のために行うというものになります。なお、今回、減収補てん債の借り入れを仮に行えない場合は、税の減額補正により歳入予算が不足をいたしますので、財政調整基金の取り崩しに対応せざるを得ないというふうと考えられますが、減収補てん債が税収減に対応するよう財政措置をするための起債でありますし、まさに今の状況に対応するための起債であること。それから近年、起債の借り入れの金利が低利で推移をしております、本年度も同様の状況が見込まれるということ。それから、当該起債は交付税の算入のある起債であること。また、現状、本市の起債の残高や実質公債比率の数値が他市と比較して低いことなどを総合的に勘案して借り入れるということにしたものです。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質疑はよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 今、御説明の中で差額の上限にして、それが今年度の交付税措置で100%見てもらえるという、今100という説明をされませんでしたか。75%ではなかったのかなあという気がしたんですが、75との100との数字の意味合いについて、ちょっと補足を説明してください。

○財政課長（渡辺勝彦君） 起債の充当率が100%ということで、起債は建設事業でもそうですが、該当する事業費に対して何%、例えば90%だったり70%だったりすることで借入額が決まるんですが、それに対するいわゆる充当率は100%、それに対して借りたお金の75%が今年度に交付税算入されると、そういう仕組みです。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

平成29年度補正予算についての通告による質疑は以上でございます。そのほかの質疑を許します。質疑される方は、お一人質疑1回につき1問といたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、平成29年度補正予算に関する質疑を終了とさせていただきます。

続きまして、平成30年度予算について、伊藤健二委員より1問ずつ質疑をしていただきますようお願いをいたします。

○委員（伊藤健二君） 1番目です。資料2の11ページです。

財政課のほうに、臨時財政対策債についてということですが。

表によると10億5,000万円の上限を設定しております。地方交付税の振替措置であるが、前年12億円で国の設定枠額に比べると減額されています。いわゆる国の認定枠、いわゆる上限額とも言うみたいですが、それは幾らになっていたのでしょうか。また、地方交付税の見直しを国は検討する予定ということで、平成30年1月30日の読売新聞の話らしいですけど、そういった声もある中で、平成30年度末の現在高は何億円の見込みと設定しているの

でしょうか。お願いします。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** 平成 29 年度の本市の臨時財政対策債の発行可能額は、10 億 8,301 万 8,000 円です。平成 30 年度の発行可能額につきましては、交付税の算定とあわせて平成 30 年 8 月ごろに判明しますので、今のところはっきりした金額ということは不明です。しかしながら、平成 30 年度の国全体の臨時財政対策債の額は対前年比 1.5%減の 3 兆 9,865 億円で、前年比 587 億円の減額というふうになっております。

これを可児市に当てはめて算定いたしますと、平成 30 年度の臨時財政対策債の発行可能額は 10 億 6,677 万 3,000 円となるため、平成 30 年度の当初予算では、この算定額より若干低い 10 億 5,000 万円を計上したということです。

それから、本市の臨時財政対策債の平成 30 年度末の現在高見込みにつきましては、予算書の 137 ページのところに、見ていただきますと、起債の表がございまして、その表の一番下ですね。(4)臨時財政対策債とありますが、平成 30 年度末の現在高見込みにつきましては、95 億 4,399 万 9,000 円となる見込みです。以上です。

○**委員長（澤野 伸君）** 関連質問よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○**委員（伊藤健二君）** 2 番です。同じく資料 2 の 13 ページ、地方消費税交付金についてです。

国のほうは、消費税依存の体質が一層強まる傾向にありますが、本来であればそこからの脱却が求められているというふうに思っています。特に、法人 3 税の減収が続く中で、地方消費税について清算基準をこのたび改変をしていくということが報じられています。

総務省によると、大都市部、いわゆる東京、大阪、名古屋等では主に減額をしていく。改変する結果としては減額をしていく。地方のほうは、一般論としては、市町村では増額するというふうに総務省が説明をしました。これは内容的にいうと、統計カバー率を減にするとか、人口のウェートを逆に地方に対しては増とするというようなことが、ほかにも二、三点あります。

こうした結果、可児市では 3,000 万円の減額というふうに予算上なっていますが、それとの関係も含めまして、主な理由は何でしょうかという質問です。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** 地方消費税交付金につきましては、国に納められた消費税、これは国の分が 6.3%で地方分が 1.7%ですが、この地方分のうち都道府県間で清算した 2 分の 1 相当額が市町村交付分となり、それを各市町村の人口、従業者数、商業統計等のデータで案分して各市町村に交付されるという仕組みになっております。

平成 30 年度の地方税制改正では、地方消費税の清算基準の抜本的見直しによりまして、これまで小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額、こういった統計数値に占めるウェートが 75%だったものを 50%に下げると。それから、7.5%であった従業者数をゼロにして廃止すると。それから、人口が占めるウェート、これが今まで 17.5%だったものを 50%に変更するというふうにしていきます。

今回の配分の変更は、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるために、統計データの数値の計上と最終消費地が乖離しているものを除外した上で、統計カバー率を下げ、代替指標として人口を採用したということになります。東京都などは、今回の見直しによって減収するとの危機感から見直しに反対をしているようでございます。

今回の見直しによりまして、一般的には、先ほど委員おっしゃられたように、都会への配分が減って、地方に配分額がふえると言われており、小売年間販売額や従業員数などが他の自治体と比較して多い市町が減少になると想定されます。東京都などは、当然、減収になってくると思われませんが、本市の場合はどちらに影響するかというのは一概には言えませんので、いわゆる大都市、それから過疎地ということだとわかりやすいですが、中間的に位置するような本市におきましては、大きな影響はないものと考えております。

今回、3,000万円減額で見込んでおりますのは、税率改正によって平成27年度までは増額してきた地方消費税交付金が、平成28年度決算では約1億4,000万円と減額になりまして、16億2,000万円ほどになっていることから、平成30年度の見込み額を若干の減額を見込んだものということでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（伊藤 壽君） それでは同じく16ページ、市民税ですが、概要は説明を受けましたけど、少し踏み込んで説明をお願いしたいと思います。

経済状況は好調であり、企業収益も悪くないと思えますけど、市民税、個人、法人とも前年度予算より減額となっておりますが、説明をお願いいたします。

○税務課長（宮崎卓也君） まず平成29年度予算のほうで、実績額が当初予算より大きく減少した影響で、今回の議会におきまして、個人、法人合わせた市民税について4億7,500万円の減額補正をいたしました。その理由につきましては、先ほど補正予算のほうの御質問でお答えさせていただいたとおりでございます。

それで、平成30年度当初予算につきましては、この平成29年度の状況から増額を見込めないということを判断いたしまして、平成29年度の補正予算後の額、つまり前年度の予測実績額を基本といたしまして、ほぼ横ばいの予算を計上しております。

したがって、当初予算での比較では大きな減額となっているものでございますが、平成29年度補正予算後の額との比較におきましては、600万円ほどの減額となっております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（伊藤健二君） 4番です。同じく2の資料で20ページ、地方交付税についてのお尋ねです。

交付税額についてですが、1億2,800万円の減額見込みとなっております。その理由として、合併自治体の特例上乗せ措置、いわゆる合併算定がえの部分ですが、これが影響しているの

ではないかというふうに考えるのですが、平成 28 年度からの新たな措置に影響が出ているのでしょうか。

平成 17 年の合併で 10 年間、だから平成 18 年度から平成 27 年度まで算定がえが行われてきたはずですね。その翌年度の平成 28 年度にどういう措置になって、影響が今、現に出ているかということで、ちょっと状況を教えてほしいんですが。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** まず平成 30 年度地方交付税ですが、前年度と比較して 1 億 2,800 万円減の 18 億 5,200 万円を計上いたしました。これは、減額は全額、普通交付税として、特別交付税は前年度と同額の 3 億 8,000 万円としています。

普通交付税の計上額の 14 億 7,200 万円につきましては、まずは国の予算ですね、地方財政計画において総額が前年度比 2.0%の減になったことや、先ほどお話がありました合併算定がえの段階的縮減の影響分、それに加えて生活保護費需要額の算定誤りによる清算額が約 3 億円ありまして、この清算額が約 1 億円、平成 30 年度はふえております。こうした影響額を踏まえて 1 億 2,800 万円減というふうにしてしておりますが、大きな金額的な減額の影響につきましては、この清算額の 1 億円というふうと考えております。

それから、合併算定がえの段階的縮減の影響ですが、平成 17 年 5 月 1 日に可児市と兼山町が合併をしまして、普通交付税の算定上は、その後の 10 年間は新市としての一本化した算定ではなくて、旧市町ごとに算定した金額 —— 合併算定がえですが —— をもとに普通交付税の交付を受けてきました。そして、その後の 5 年間で段階的にその差額が縮減されるというものでございます。

これは、合併によって行政規模が大きくなると、規模のメリットにより必然的に算定される交付税額が減少しますが、従来からその規模で運営してきた自治体とは異なり、合併後すぐにそうした運営ができないために、一定期間は旧市町単位で計算し、そうしたデメリットをカバーすることで合併しやすい環境を整えているというものでございますが、本市では平成 28 年度から合併算定がえが段階的に縮減されて、縮減率が 0.9 掛かりまして、金額としては合併算定がえとの差額が 1 億 7,646 万 1,000 円。それから、平成 29 年度は同様に縮減率が掛かって 0.7 となりまして、1 億 1,522 万 8,000 円というふうになります。平成 30 年度以降は、この縮減率が段階的に平成 30 年度が 0.5、平成 31 年度が 0.3、それから平成 32 年度が 0.1 となって、段階的にその縮減率が下がっていくと。最後は、いわゆる一本算定になるというような仕組みでございます。以上です。

○**委員（伊藤健二君）** そうすると、段階的縮減は、それはそれでやられているんだけど、主な、1 億 2,800 万円の減額それ自体は、それも含んでトータルではじいた数字としては 1 億 2,800 万円だと。全部の要素を取り込んだ最終結果として 1 億 2,800 万円の減額見込みで立てたということ、そういう理解でいいんですか。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** それぞれ来年度のことですので、現状を踏まえて想定するしかないんですが、それらを全て勘案して減額額としては算定しています。

○**委員長（澤野 伸君）** 関連質問よろしいでしょうか。



[挙手する者なし]

○委員（伊藤 壽君） 同じく 33 ページですが、基金繰入金の減債基金繰入金をお願いしたいと思います。

平成 30 年度、新たに設けられましたが、減債基金を 4 億円取り崩して繰り入れることとされていますけど、その考え方をお願いいたします。

○財政課長（渡辺勝彦君） 減債基金につきましては、基金条例の中で設置目的を市債の償還及び市債の適正な管理に必要な資金に充てるためとしております。

実際の活用につきましては、平成 20 年度と平成 21 年度に公的資金の補償金免除による市債の繰り上げ償還の財源として約 6 億 4,000 万円を取り崩して以来、活用しておりません。このときは、時限措置として高金利、可児市の場合ですと一般会計では年利 5 %以上の起債が対象になりましたが、市債が一定の条件のもとで補償金免除の繰り上げ償還の対象となったというのですが、現在、本市では対象となる特例措置の適用や見合うような高金利の市債はありません。

一方、国におきましては、財務省が国の借金がふえている中で、地方自治体の基金がふえている現状に問題提起をしているということです。総務省は、地方のおおのこの基金増加の理由やその必要性について説明をし、理解を求めています。こうした議論は今後も続くという見込みです。

減債基金につきましては、満期一括償還の基金の財源や繰り上げ償還財源といたしますが、こういったような状況の中で、本市の減債基金の現状を見てみると、現在、満期一括償還の市債はございませんし、金利が高い市債もないということから、減債基金を現在高の約 6 億円をそのまま積み立てておくという必要性が低いというふうに判断いたしまして、そこで本市の市債残高の中で比較的金利の高い、年利 2 %以上の市債が約 2 億円程度残っておりますので、その程度を残した上で、活用見込みの低い 4 億円を今回取り崩すということにしたものです。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員（山田喜弘君） 同じく 33 ページ、ふるさと応援寄附金 1 億円集める方法は何でしょうか。

○財政課長（渡辺勝彦君） ふるさと応援寄附金につきましては、本年度、平成 29 年度になりまして、総務省から行き過ぎた返礼品競争を抑制するために返礼品の割合を 3 割以内とすること、それから換金可能な高額な返礼品を見直すこと、地元住民への返礼品送付をやめることなどを内容とした見直しの通知が全国の自治体に送付されました。

本市の返礼品の割合は 3 割でしたが、可児市民からの寄附に対する返礼品の送付につきましては、平成 29 年 11 月末で取りやめるなどの対応をとったところです。

その後、新聞報道などによりますと、当初は直接総務省からの各自治体への指導も厳しくなされていたようですが、大臣交代以降、そうした動きもなくなったように見えます。こう

した影響からか、一旦3割に戻した返戻率をまた元に戻したり、結局、返戻率を下げないままとするような自治体も出てきているようです。

こうした状況に対して、総務大臣も平成30年2月の記者会見で、記者からの質問に対して、多くの自治体が総務省からの通知に沿った見直しをする意向を持っているし、取り組んでいただいていると。しかし、高額な返礼品によってふるさと納税そのものが批判を受けることがあってはならないとしながらも、しばらく様子を見るというような答えをしてみえます。

実際に返戻率の高いままの市町に寄附金が集まっているような状況の中、現状のままで寄附金を集めることは難しい面もありますが、可児市といたしましては、総務省からの通知を踏まえながらも、できるだけ踏み込める範囲の改善を加えて、寄附金増収のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

同じく山田委員の質問21の1億円集めるための魅力ある返礼品となっているかの回答とちょっと重なる部分がございますが、お答えしたいと思います。

まず、平成30年1月末に返礼品募集の要領を見直しました。返礼品の対象枠を拡大しまして、これまでどちらかというと可児市の特産品に限定していた返礼品につきまして、そういった狭い範囲をやめて、広く市内の事業者が提供していただける返礼品であればお受けするというように範囲を広げさせていただきました。

それから、返礼品の設定の金額につきましても、これまで2万円、3万円、5万円とかそういうちょっと細かい設定がなかった部分を、4万円を入れたり、細かい細分化をしまして、より選んでいただきたいような形にしました。

それから、ホームページとか広報「かに」で、また事業者については募集させていただきますが、そうしたことで、今、約180の返礼品を用意しておりますが、これを倍ぐらいにはふやしていきたいということで、現在、1月の要綱見直しに合わせて個別に動いて、いろんなところにお声かけをさせていただいております。

それから、商品も福祉サービス、地域のニーズに応えるようなメニューもふやしていきたいということで、見守りサービスとか家事サービスについてもふやしていきたいということでお声かけをさせていただいておりますし、特に可児市の中で利用が多いのがゴルフ場の利用権なんですけど、これはこれまで1事業者だけでしたが、市内のゴルフ場、全ゴルフ場に声をかけさせてもらって、今のところ皆さん応えていただけるようなお話を聞いておりますので、そういったこと、それからスポーツ用品であるとか日用雑貨、魚介類などについてもふやしていくということで考えて、既に動き始めているというところがございます。

それからあと、PRの拡充という点では、市内への返礼品を取りやめたということで、市外からの寄附の申し込みがインターネットが主流になっておりますが、インターネット、それからSNSの効果をうまく生かせるようにポータルサイト、選ぶネット上のサイトですが、そういったものも3つに今ふやして運営しておりますので、その辺の状況も見ながら、適宜また見直しをして、よりよい効果が出るように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（伊藤 壽君） 同じく 40 ページと 137 ページ、主に 137 ページのほうですが、市債の現在高の見込みに関する調書についてでございます。

平成 30 年度において市債の借入れは減ってはいますが、昨年度に引き続き元利償還見込み額を起債見込み額が上回り、現在高見込み額が増加しています。このことをどのように考えてみえるのか、説明をお願いいたします。

○財政課長（渡辺勝彦君） 市債の借入れにつきましては、平成 27 年度までは公債費の元金の償還額の範囲内で借入れを続けてきましたので、市債残高は毎年少しずつ減少してきました。しかしながら、公債費の減少とともに借入れ可能な市債額も減少していきますので、このままこの方針を継続すると、必要な建設事業を先延ばししなければならなくなるというようなことから、本市の一大プロジェクトである駅前の子育て健康プラザの建設が始まる平成 28 年度からは、これまでの方向性を変えて、市債の元金償還額を超えての借入れを行って必要な事業に充当しているところです。実際、この方向性を変えないままでは子育て健康プラザの建設の財源を市債で賄うことは難しかったらうというふうに考えられます。

ただ、本市の住民 1 人当たりの市債残高、こういった数値を見てもみますと、平成 28 年度決算時点で、県外 42 市町村の中で 41 位と非常に少なく、1 人当たり 18 万 3,000 円という数字です。これは、県内市町村の平均が 35 万 2,000 円の半分程度となっていますので、健全財政を維持することは重要ですが、市債による借入れは、一方では長期間にわたって利用する建設物は将来世代と現役世代との費用バランスという面がございますので、そうした市債を余り抑制するとこうしたバランスを欠くことにもなりかねません。

平成 30 年度におきましても、継続事業である市道 56 号線の改良事業であるとか、可児駅前線街路事業、それから可児駅東の土地区画事業などを円滑に実施するために、市債を財源として活用しております。

こうしたことから、引き続き、当面はこうした運営をしていきたいと考えておりますが、借入れに当たりましては、合併特例債などの交付税措置のある起債を活用することで、将来負担を抑制するような運営については努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（板津博之君） 資料のほうが変わります。資料 3 の可児市予算の概要の 1 ページをお願いします。

予算編成方針であります。第四次総合計画では、可児駅前周辺整備事業はにぎわい空間創出事業であった。平成 30 年 5 月開館予定である子育て健康プラザ m a n o は、可児駅前の子育て支援機能を中核とし、市民の健康づくり推進、多世代交流によるにぎわい創出機能を

兼ね備えた拠点施設として整備されるが、その効果をどのように考えるか。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） 子育て健康プラザm a n oは、次世代を担う子供たちの巣立ちへの支援や市民の健康づくりを進める施設で、児童センター「にこっと」を併設しております。さらに、所管することも健康部が移りまして、相談を含む関係業務全てに対応できる子育て健康支援の拠点施設となります。子育て健康プラザ、文字どおり、子供の健やかな成長の支援、市民の健康づくりを進める効果を見込んでおります。

また、子育て健康づくりにかかわって施設を利用する人、カフェレストランやショップ、交流スペースを利用する人など、さまざまな世代の市民や来訪者が交流するにぎわい空間としても効果が期待できます。こうして可児駅前に新たに人が集まるm a n oが整備され、さらに可児駅東西自由通路の供用開始、可児駅前広場の整備、都市計画道路可児駅前線の整備など周辺的环境整備とも相まって、商業分野を初めとした民間の投資を呼び込み、整備の効果が広がっていくことを期待しております。以上です。

○委員（板津博之君） 本当に待望のというか、これまで可児の駅前というのはなかなか閑散としておって、訪れた人が滞在できるような環境整備はされていなかったという中で、平成30年5月によりやくm a n oが開館するというところで、総合計画の話も出させていただきましたけれども、特に多額の費用をかけて整備する施設でありますので、今後の要望として、やはり経済効果といった部分もよそへ出す必要があるかもしれませんが、しっかりと執行部としても分析をしていただけたらというふうに思いますので、今言われた効果については期待するところでありまして、議会としてもしっかりと、またいろんな利用者の声を聞きながら提言をしていきたいと思っておりますので、またそういった経済効果についても今後検証するようなこともお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件について、よろしいですか。

〔「関連で」の声あり〕

○委員（可児慶志君） 今の方針の中で、あわせて可児駅前線の工事を完了するということが書いてあるわけですが、駅前から可児金山線まで完成していくわけなんだけれども、その街路の沿線の発展についてのソフト的な事業展開に向けての予算編成というのが、予算が今年度は特に組まれているとは見込めないけれども、完成するに当たっては次年度、まさに平成31年度にはにぎわいが出てくるような具体的な計画を今年度の予算に組んでおくべきではなかったのかなという気がするんだけど、その辺はどういうふうに考えますか。

○企画部長（牛江 宏君） まずはハードを先行させて、しっかり今の道路を完成させることで、初めてその効果のスタートとなる年でございますので、そのあたりについてはもちろん企画部という全体の話もありますし、建設部の中で土地利用誘導とかいう話も当然出てくると思いますので、それらは当然、今申し上げましたようにこれがスタートの年でございますので、平成30年度にすぐというよりは、まずはハードがしっかりできた状態の中からスタートかなあと思っておりますので、今後しっかりそういうところも入れていくことになると思います。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） よろしいですか、関連。

〔挙手する者なし〕

○委員（山根一男君） 同じく資料3の45ページまで飛びまして、真ん中あたり、臨時職員経費であります。

予算額1億4,965万2,000円は、前年度予算対比で1,677万2,000円増となっているが、人数の増減はどのようなか、どの分野でふえているのかお答えいただきたいと思います。

○市長公室長（酒向博英君） 前年度対比1,677万2,000円のうち臨時職員賃金分の増は、532万2000円でございます。臨時職員の数、予算編成段階で確定している育児休業者の代替職員と、年度途中で必要となる代替職員及び緊急で雇用する職員の見込み人数で算出しております。

前年度の比較では全体で3人の増となっております。人数がふえた職種は一般事務職、保育士、保健師でございます。以上です。

○委員（山根一男君） こちらの社会保険料等も含めてのつもりなんですけど、そちらのほうは何人分ぐらいになるんですか。

○委員長（澤野 伸君） もう一度、明確に質疑をお願いいたします。

○委員（山根一男君） 増加要因といいますか、賃金だけではなくて社会保険料等についての人数割といいますか、どれぐらいの人数になっているかということを知りたいんですけど。

○市長公室長（酒向博英君） 社会保険料は1,673万4,000円、前年度に比べてふえておりますが、これは人数も若干ふえておりますが、一番の要因は平成29年9月から厚生年金保険料が9.091%から9.15%に改定をされております。この増加に伴うものでございます。以上です。

○委員（山根一男君） 人数は、わかりませんか。

○市長公室長（酒向博英君） 秘書課で予算対応をしているこの臨時職員賃金に係る人数は30名でございますが、各事業別の各課で計上している人数については、全体を正確に把握しておりませんので、今お答えすることはできません。

○委員長（澤野 伸君） 関連で。

○委員（富田牧子君） 関連と言えば関連だと思うんですけど、ことしの4月から臨時職員であつても契約が5年を過ぎると無期転換、申し出によってですけど、できるというルールになるわけですけど、可児市の臨時職員の中ではそういうことに該当するような人はいるんですか、いないんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 今、富田議員がおっしゃられたような該当職員はおりません。

○委員（富田牧子君） そうすると、4年ぐらいで雇いどめにしているとか、そういうことですかね。

○市長公室長（酒向博英君） 雇いどめというか、1年契約の更新ということで今やっておりますので、それが3年を限度ということでございますので、当然それが過ぎた方についても、再応募ということは排除しておりませんので、今そのように運用しております。

○委員長（澤野 伸君） 関連よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（山田喜弘君） 同じく 47 ページ、監査法人による指導内容をどのように見直したのか、また何が改善されたのか、職員への影響はあるのでしょうか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 新地方公会計につきましては、いわゆる財務書類 4 表を本年度末までに、総務省が言われます統一的な基準に基づいた形で作成するということが求められておりまして、一般会計等の財務書類 4 表につきましては、議員の皆様にも既に御報告させていただいているところでございます。作成に当たりましては、公会計に関する知識を持った専門家によるアドバイスを必要としておりまして、監査法人による助言指導を受けております。

この助言指導の内容につきましては、1 番目としては固定資産台帳更新に関する助言や指導、それから 2 番目として複式仕訳変換に関する助言、それから資産と費用の区分に関する助言指導、3 番目として財務書類等の作成に関する助言指導などですが、今年度、平成 29 年度は統一基準による作成の初年度であったため、アドバイスの内容や回数も多くなりますが、平成 30 年度はそうした頻度は減らせると見込んで、減額して積算したというものでございます。

職員への影響ですが、本年度は作成要領の作成などに時間を要しているため、その分、アドバイスに係る時間は来年度は減らせるのではないかなあというふうに考えております。しかし、実際のアドバイスの頻度が減ると、それだけ担当職員の業務に影響があると見込まれますので、本年度作成をいたします作成要領等を前任者からしっかりと引き継いだ上で、現予算の範囲内で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（山田喜弘君） それぞれ、新年度異動等がありますけれども、財政課へ来たときに、今、引き継ぐというお話でしたけれども、全般的に職員にそういうこれまで受けた財務の知識等はどういうふうになっていくのでしょうか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 財政課の職員の中では、いわゆる業務のジョブローテーションをしていますので、毎年度担当する職務については交代させております。いわゆるこの公会計につきましても、今年度担当した職員が仮に残ったとしても新しい職員にやらせる予定ではありませんが、今年度担当した職員が異動せずに残っておれば割と引き継ぎもしやすいですが、異動してしまうとどうしても、マニュアル等をつくっていきますが、なかなかそこでは押さえ切れない部分もあるので、そういった状況になると、ちょっとまた大変にはなると思いますが、できるだけ作成要領等もしっかりとつくり込んで、影響のないように取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（澤野 伸君） よろしいですか。関連質問。

〔挙手する者なし〕

○委員（山田喜弘君） 48 ページの公用車の管理経費です。

バス運行管理委託の長期契約終了に伴い、新たに行うとしておりますけれども、契約期間が

3年間でしょうか。その妥当性は何でしょうか。

○管財検査課長（安藤重則君） バス運行管理委託については、引き続き3年間の長期継続契約を行う予定です。これは毎年、経常的、継続的な役務の提供を受けるもので、受注者にとっては複数年にわたる契約期間の中で計画的な業務改善や効率的な運営を行うことができ、単年度契約より安定的かつ安全な運行が期待できると考えます。

発注事務についても、3年に1度となり、事務の簡素化、効率化が図られ、また受注者にとっても長期的に安定した担保が得られ、利益追求を図ることができると考えます。

ただし、現状では人件費の高騰など社会情勢の変化や車両の老朽化の問題もあるため、これらの変動要因も考慮した結果、3年が妥当であると判断しております。以上です。

○委員（山田喜弘君） これは、例えば5年とかそういう、今言ったように、事業者としては変動要因等がありますので、途中の期間でガソリン代が高騰したとかあるんですけども、さらに長く契約しようというようなことは検討したことというのはあるんでしょうか。

○管財検査課長（安藤重則君） 一応、条例では7年までという期間が定められておりますが、今現状では、やはり受注者、発注者とも社会情勢の変動によるリスクというものがあ程度ありますので、その辺は加味しながら3年ということで引き続き考えています。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（山根一男君） 同じく3の48ページの公用車管理経費のところですか。

公用車管理業務委託料1,090万7,000円の委託先や委託内容、対象台数や月当たりの稼働率はどのようになっているのでしょうか。

○管財検査課長（安藤重則君） 公用車管理業務において、2つの業務委託を発注する予定です。

1つは、バス運行管理業務委託で、委託先は入札により受注者を決定いたします。なお、平成29年度は株式会社セントラルサービスと委託契約を行っております。委託内容は、市が行う行事または用務において、市が所有するバスを貸し出し、運行管理及びバスの維持管理を委託するものです。対象台数は中型バス、小型バス、それぞれ1台です。

次に、月当たりの稼働率についての御質問ですが、月ごとの稼働率は、市の行事によって頻度によりばらつきがありますが、平成28年度におけるそれぞれのバスの月平均稼働率としましては、中型バスが53%、小型バスが40%の稼働率です。また、常駐する1人の運転手がどちらかのバスを運行する月平均稼働率としましては、93%です。このバス運行管理業務委託の予算額は842万4,000円です。

2つ目の業務委託ですが、共用自動車貸し出し及び管理業務については、委託先は可児市シルバー人材センターと随意契約を行う予定です。委託内容は管財検査課が所有する51台の共用車の貸し出し業務、日常点検及び洗車等の業務を委託しております。平成28年度における共用車の月平均稼働率としましては96%で、時間帯によっては共用車が不足している状況です。予算額としましては176万3,000円です。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員（山根一男君） 同じページのその下です。庁舎管理経費。

庁舎管理、庁舎受付、電話交換及び夜間警備業務委託料の4,639万6,000円は、対前年比で約13%、531万円ほどアップしている。労務単価の推移はどのようなようであるか教えてください。

○管財検査課長（安藤重則君） 御質問の3本の委託業務については、今年度、3年間の長期継続契約が終了し、新たに委託業務を行うもので、過去3年間の人件費の高騰が主な増額の要因となります。

国の公表する建築保全業務の労務単価については、職種により上昇率の差はありますが、本業務において人件費の割合が高い清掃員労務単価については、3年間に10.4%上昇しております。そのほかに5%前後といった上昇率の低いものもありますが、労務単価が比較的安価な職種において上昇率は高くなっております。また、受付、電話交換業務など公表されていない単価については、見積書等から清掃員労務単価とほぼ同等な上昇率であると考えております。

業務の設計価格については、労務単価に法定福利費などの労働者の雇用に伴う必要経費を加えた見積書を徴収していますが、労務単価の高騰に伴い、この諸経費の上昇も増額の要因となっております。これにより、労働者の賃金が低く抑えられることがないように、設計価格を算出しております。以上です。

○委員（山根一男君） ちなみに、その清掃等の労務単価、参考にされた金額はお幾らとかわかりませんか。

○管財検査課長（安藤重則君） 平成29年度における清掃員労務単価といたしましては、1万2,700円ということになっております。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

続けての質疑でよろしくお願いたします。

○委員（板津博之君） それでは、次のページ、49ページの企画一般経費です。

東美濃ナンバー実現協議会負担金300万円の算出根拠は。また、この負担金は次年度以降も発生するのか。

○委員（山田喜弘君） 同じく、東美濃ナンバープレートの図柄デザインは、誰がどのように決めるのか。可児市民が受け入れられるようなものになるのか。

○委員（可児慶志君） 東美濃を市民になじみ深い地域名にすることができるのか。また、一方中濃地区としての市民の意識高揚策はどのように図っていくのか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、まず初めに板津委員の東美濃ナンバー実現協議会負担金についてお答えをします。

平成30年度は、実現協議会としてナンバープレートの図柄デザインの検討、作成、住民



アンケート、またナンバーに関する周知活動などを予定しております。協議会の事務局から、平成 30 年度の負担金として、前年度、平成 29 年度と同額程度の負担を求められております。本市は他市町と同じように取り組んだ場合の昨年度の負担金予定額から 300 万円を計上させていただいております。今の回答につきましては、質問の 17 番の山根委員の後半の部分への回答にもなります。

また、負担金の次年度以降のお話でございます。平成 31 年度以降の負担金につきましては、決まっておられません。平成 30 年度にナンバープレート図柄の国への提案をもって協議会を解散された場合などにおいては、次年度以降の負担金は発生いたしません。

続きまして、山田委員の御質問にお答えをいたします。

誰がどのように決めるのかということでございますが、図柄デザインについては、関係する市町が共同、または県が提案をしまして、国が審査等を行って決定するという仕組みになっております。

流れを御説明しますと、東美濃ナンバー実現協議会としましては、平成 30 年 4 月に開催される会議におきまして、まず図柄デザインの検討や選定の方法などを協議し、決定する予定でございます。その後、図柄デザインを検討し、10 月ごろに協議会が住民アンケートを行う予定でございます。11 月ごろに協議会の会議において国に提案する図柄を決定し、12 月に国に提案するという流れでございます。その後、国が平成 31 年度にかけまして有識者審査会による審査やナンバープレートの視認性確認などを行いまして、平成 32 年度、2020 年度に国がナンバープレートの図柄デザインを決定するという流れになっております。

また、ナンバープレートの図柄デザインにつきましては、東美濃をアピールするもので、できるだけ多くの市民の皆さんに受け入れていただけるようなものになるよう、協議会の場において協議していきたいと考えております。

続きまして、可児委員の東美濃という地域名についてお答えしたいと思います。

平成 30 年 1 月に本市が取り組む東美濃の国づくりという観光の取り組みについて市民アンケートを行いました。87%の方が広域連携による観光振興が必要であると回答されました。歴史的にも深いつながりがある東美濃地域が連携して観光振興、地域振興に取り組んでいることを市民の皆さんにもっとお伝えすることによって、東美濃の認知度は高まり、なじみ深いものになっていくと考えております。

取り組みといたしましては、広報活動のほか、引き続き本市の戦国城跡や美濃桃山陶などの資源を活用した東美濃の国づくり事業、東美濃歴史街道協議会による国や関係市町、観光施設や宿泊施設と連携した事業、また東美濃の山城として岐阜の宝ものに選定された美濃金山城跡を活用した観光連携事業などを進めていく予定でございます。

次に、中濃地区についてお答えをいたします。

中濃地域といたしましては、本市を含む 5 市 8 町村による中濃地方拠点都市地域整備推進協議会というものがございました。これまで中濃地域の PR にも取り組んでまいりましたが、近年は定住自立圏や地方創生の新たな連携の枠組みができておりまして、協議会の役割を終

えたとして、平成 29 年 3 月に解散をいたしました。中濃全体ではございませんが、現在、本市のほか中濃の関市や美濃市、美濃加茂市と多治見市から豊田市に至る東海環状自動車道沿線の市が東海環状都市交流連携会議を設けまして、観光PRなどを実施しております。ほかにもかわまちづくり事業に関連して、木曾川の対岸にある美濃加茂市との連携がございます。目的や取り組み内容によって連携の枠組みや地域の組み合わせが決まっております。今後も必要に応じて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 再質問はよろしいですか。

○委員（板津博之君） 私も、一般質問のほうでこの件についてはいろいろお聞きしたところではあります。

昨日、青天のへきれきといいますか、岐阜新聞の報道でナンバー申請延期という記事が出ておりました。一部の方が知ってみえるかと思えますけれども、ここの中で、ちょっと事実確認を関連でさせていただきたいんですが、今月中の申請申し込みを見送ることが5日、わかったというふうに書いてあるわけですが、この辺のちょっと確認を、今現状どうなっておるかというのを当局にお聞きしたいと思います。

○企画部長（牛江 宏君） 今ありました新聞報道についての事実関係でございます。

協議会事務局においてでございますが、報道内容に係る事実は公表はしておりませんし、取材も受けていないということが確認できておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（板津博之君） それと、この導入申込書の提出という、先ほど課長のほうから今後の予定として4月に協議会の会議を開催して図柄の検討をします。これはでも基本的にはまずナンバー申請をしないとできないと思うんですが、導入申込書の提出というのは平成 30 年 3 月 16 日から 3 月 30 日までの間だというふうに、この協議会の要綱には書いてあるわけなんです。現状その、これは一般質問の中でも企画部長のほうで、現時点で県にまだ申し込みをしていないということなので、その辺のスケジュール的に本当に3月16日から3月30日までの間に導入申込書の提出ができるのかというのを確認したいんですが、いかがですか。

○企画部長（牛江 宏君） そのあたりは、先ほど板津委員からお話がありましたように、私も一般質問でお答えさせていただいたとおりの仕組みでございますが、今7市町の事務局である多治見商工会議所と各市町で調整中ということでございまして、可能かどうか不可能かどうかという判断は今のところございませんので、当然、可能という前提で今、調整をしておるといってございます。

○委員長（澤野 伸君） よろしいでしょうか、再質問のほうは。

○委員（可児慶志君） 東美濃という地域名というのか、呼称そのものが先般のテレビ報道によると、東濃でやろうとしたら知名度が低いから東をつけて東美濃にしたんだというような聞き方によっては非常に安易なつけ方であったりとか、旧来、東美濃というのは、一般質問でも明らかになったように、旧加茂郡も入っていたと。今回はこれは、この東美濃に入っていない。この辺からすると、東美濃の定義の仕方というそのものに非常に疑問を感じるんですね。それを東濃方面でも東美濃というのは抵抗があるということを知っている。そして、

本来の東美濃の定義というのは加茂郡が入っていたものを外している。これからすると、東美濃を定着させるということは、すごい難しい課題だなということを感じるんですよ。それをどうやって乗り越えて東美濃というものを定着させていくのか、地域名として。観光は観光で安易に平仮名で書いていくということで逃げられると思うんですけど、漢字で東美濃というふうに書きますと、これは過去の歴史からいっても、歴史上と課長言いましたけど、歴史的にも反するエリアなんですよ。それをどうやってクリアしていくんですか。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） 歴史的な地域と今回の取り組みが一致していないことは御指摘のとおりかと思いますが、今回、御当地ナンバーの導入に当たっては、やはり地域振興や観光振興についてまとまった区域で御当地ナンバーの採用がしてもらえるとということなので、まずはこの7市町が一緒に取り組んでいこうということで動いていますので、この地域でいろんな取り組みをして定着をさせていきたいというふうに考えております。

○委員（可児慶志君） まとまった形でしていきたいというふうにつけたものが東美濃ということなので、そのことに対して疑問を持っているので、今の答弁というのは十分な回答だとは感じられない。

また一方、この中濃と書いたのは、本来は可児地区というのは中濃なんですよ、もともと。だから、テレビ報道で事務局長が言ったように、東濃のナンバーにしようとしたということの発端からすると、可児はもう完全に、東濃のほうの人からすると巻き込まれているんですよ。

一方、中濃の活動は、今、課長から説明があったように中濃地方拠点都市地域整備推進協議会も廃止されたりとか現実していて、具体的な中濃地域としての地域活動というのが非常に弱い。市民からすると、一体可児はどっちなんだと、将来どちらへ向かっていくんだということにもなるわけですよ。東美濃を進めれば進めるほど市民の意識というのは逆に中濃意識から遠ざかっていくんじゃないかと。この辺のバランスをどうやってとっていくつもりなのかということが非常に疑問です。その辺についてのお答えをいただきたい。

○企画部長（牛江 宏君） 先ほど課長が最後に少し申し上げましたように、目的や取り組み内容によって、連携、枠組み、地域の組み合わせが決まっていくのではないかとということで、まさに今回は東美濃というものに対しての枠組みがこのような形になったということでございますし、かといってそれが全てでもないという中で、皆様方御存じのように一部事務組合は可茂地域で成り立ち、その中でちゃんと目的を果たしていこうという流れもございますし、観光についても、東美濃だけではなくに加茂地域、特に美濃加茂との連携も深くかかわって進めておるといようなことを踏まえまして、今申し上げた、やはり目的等によってうまく組み合わせていくものだというふうに認識しながら、この事業についてはこれをこれとしてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（澤野 伸君） 再質問はよろしいでしょうか。

○委員（板津博之君） 一点、今後の日程のところと、あとはやはりこの負担金300万円というものが、先ほど課長の答弁で今後のナンバープレートの図柄を検討したり、それからそれ

に伴って住民アンケートというものを協議会として行っていく上での各市町の負担金ということなのですが、これはあくまでも協議会が県のほうに申し込みをして、住民の合意形成ができたという判断を知事がされて、それを国に上げないことにはこのナンバーというのは実現できないわけですよ。これは間違いないですよ。引き続きですけども、考えたくはないんですが、知事のほうで合意形成がなされていないという判断をされて、国にもし提出を、申し込みをしなかった場合、この協議会の負担金というものの扱いはどうなるのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 申しわけございません。今は、もしという話ですので、ちょっと今の段階でお答えできるものではございませんし、それについては可児市単独の判断というよりは、協議会で再度議論されるものであろうというふうに推測はされます。

○委員長（澤野 伸君） 再質問はよろしかったですか。

では、関連質問を認めます。

○委員（山根一男君） 関連といたしますか、私も内容について聞いているわけですけども、図柄、アンケート、周知活動、その他ということですけども、6市1町同一の金額を出しているのでしょうか。その辺のこととか、実際の積算、何に幾らぐらい使うために、合計すると2,100万円、でも御嵩町はもっと少ないかなとかいろいろとあるんですけど、その辺の事情とか積算根拠といたしますか、わかりますでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 市町の負担金につきましては、人口割 50%、均等割 50%で算定をされております。

具体的な予算編成については4月の協議会で協議をされることになっておりますが、平成29年度の事業費の割り振りでいきますと、啓発関係で約1,340万円、意向調査で約230万円、協議会運営費等で210万円ということに、加えて平成30年度は図柄デザインの検討選定ということが入ってきますので、そういったものを合わせまして2,000万円規模の予算となるというふうに見込んでおります。以上です。

○委員（山根一男君） デザイン選定にお幾らぐらいというのは出ているんですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 現在、具体的な数値は上がっておりません。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に関連質問。

○委員（林 則夫君） けさのテレビニュースによりますと、知事は申請を延期したそうです。確認をとってみてください。

○委員長（澤野 伸君） 答えられますか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。私、個人的にもそれは確認できておりませんし、事務局からも何の話もないですので、ちょっと済みません、それについてのコメントはできない状態でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） ちょっとまだ先ですけど、一旦休憩をとりますので、この件について少し、一度確認をとってください。

質問を続けます。

○委員（高木将延君） スケジュール、すごい大事だと思うんですけど、協議会のほうで平成30年2月16日に決定がなされた。このときにはもうアンケートの結果を見ての導入をするという方針で決定がなされた。28日までに各市町で申請を出すというスケジュール、ここまではスケジュールどおりに進んでいたと思うんですけど、今まだ出されていない。それが調整中ということなんですけど、何を今調整しているのかわかりますでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） これは、詳細については事務局側での話でございまして、7市町と事務局側で提出について内部調整をしているというところでございます。詳細については私どもも十分承知したことばかりじゃございませんので、それ以上お答えする部分は、現時点ではございませんので、よろしく願いいたします。

○委員（高木将延君） 調整内容がどのぐらいまで把握しているかわからない、それでスケジュールどおり行くかどうかというのは、調整内容がわからなくてもスケジュールどおり事が運んでいくというような流れでよろしいのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。現時点では、この可児市としての発言としてということでお聞きいただきたいと思いますが、平成30年3月末に知事が国土交通大臣に提出するという、申し込むという流れは、今のところ変わったという7市町の共通認識は何もございませんので、よろしく願いいたします。

○委員（山根一男君） 板津委員の一般質問で明らかになったのは、2月28日時点で提出していないということですけど、それは何らかの働きかけが可児市にあったわけですか。何日の時点でそういうことがあったか、何もなければそのまま知事に出しているというふうに我々は思っていたわけですけども、そうじゃなかったということです。その辺の時系列、お願いできますか。

○企画部長（牛江 宏君） そもそも今回、7市町が足並みをそろえて動くというところは共通認識されておりましたので、そういう話の中で2月中の岐阜県への申し込みについては少し延ばすというところのスタートでしたので、それ以上、なぜかというところについては承知はしていないというところでございます。

○委員（高木将延君） 済みません。新聞報道等でも県が国のほうに出す申請の延期を申し込むというようなニュアンスがあるんですけど、これは国が受理する期限の延期というのは考えられることなのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。先ほど言いましたように、事務局自体が基本的にはその話自体を正式に公表している話でも何でもございませぬし、事務的にもそういう話が、今のところ動くというところはございませぬので、私どもとしては客観的に皆様方と一緒に、受けとめる部分としては3月30日までに県から国土交通大臣に申し入れをするという、そのスケジュールのみで動いておりますので、それ以上のものはございませぬ。

○委員（高木将延君） もう一点、済みません。スケジュールを逆から考えた場合に、県が3月末までに国土交通省に提出する、これに間に合わせるには市はいつまでに出さなきゃいけないのかというのは考えられているのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） それについても、先ほど言いましたように7市町が足並みをそろえて動くという中で、うちが独自に判断するものではないというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 議事運営上の動議を提出します。

○委員長（澤野 伸君） どうぞ、内容をどうぞ。

○委員（伊藤健二君） 今、答弁能力がないわけですよ、質問をどれだけ出してみても。事情を確認すべきことがあるなら確認してもらえばいいので、一定期間の休息時間をとるなり、この件だけちょっと後へずらすなりをして、議事については空回り状態を早期に回復してもらい必要があるんじゃないかということと、林委員からテレビでそういう報道を確認したと、たまたまね。それは事務局も含めて可児市の担当部局は承知をしていないというわけだから、そういうやつの事実確認も含めて、今全てが答えが出るとは思いませんけれども、この議論は一旦休止するなり、その分だけ先送りするなりして次へ行ったらどうでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） ただいまの動議について、御意見。

○委員（板津博之君） 一点山根委員の質問の答弁が多分、課長のほう残っていると思うので、それだけは聞いておいたほうがいいのかと思います。答えられているならいいですけど、多分、アンケート調査業務委託料200万円というのが。そこまで終わっておいたほうが切りがいいかなと思ったんですけど。

○委員長（澤野 伸君） はい、わかりました。それでは、私のほうで判断をさせていただきます。

それでは、17番、山根委員の半分、まだ残っている答弁についてのみ進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質問のほう、山根委員、お願いします。

○委員（山根一男君） それでは、同じところ、企画一般経費なんですけれども、前段のところでも市民アンケート調査業務委託料200万円というのがありますけれども、この内容につきまして、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この市民アンケート調査委託事業は、可児市総合戦略の効果検証を行うため、無作為抽出する市民3,000人を対象に実施する予定でございます。

総合戦略の数値目標や重要業績指標KPIに関する事項などを調査いたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件について、よろしいですか。

議長、よろしかったでしょうか、御発言。

○議長（川上文浩君） 動議が出されたので動議の処理をまずして、休憩動議なのか。

○委員長（澤野 伸君） 休憩動議と判断しておりますが、その前に。

○議長（川上文浩君） 動議を諮ってもらって、どう対応するか、動議に対しての対応を先にやられたほうが。

○委員長（澤野 伸君） ただいま休憩動議が出されましたので、皆さん、御判断のほうをお

願います。

御賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

それでは、ただいま林委員からのお話もありましたので、その事実関係の確認と、答弁のほうは少し不十分だというお話も少し出ておりましたので、その確認等も含めて、この時計で10時45分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時22分

---

再開 午前10時44分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、事実確認のほうを執行部から御回答をお願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 県として、まだニュース映像を確認していないので正式なコメントについては後ほどしたいということでございます。

県の担当課としては、これに関してコメントを出していないということでございました。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、続きまして関連質問を受けたいと思います。

○委員（山根一男君） 事実関係だけ、教えていただきたいと思います。

先ほどの私の質問に正確に答えていただけていないと思います。議会全員協議会で2月15日に配られた予定表では、平成30年2月28日に導入申込書を岐阜県知事へ提出というふうになっていまして、我々はそういうふうになるんだろうなと思っていたんですけども、実際には協議してやめたということですけど、それはどこからどういう働きかけがあって、何月何日の何時ごろにそういうふうになったか、その辺のことだけわかりますか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。今、何月何日の何時というところは、少し資料を確認させていただきますので、時間を下さい。

○委員長（澤野 伸君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時46分

○委員長（澤野 伸君） 暫時休憩を解きます。

少し時間を要しますので、他に関連質問ございましたら。

関連質問はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩を解きます。

それでは、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 2月の提出を取りやめになったのは、2月23日に、時間としては1時21分、多治見市からメールで連絡がございました。

それから、県の先ほどのニュースに関する正式な回答がございました。ニュース映像を確認した結果、懸念を示すというようなテロップが流れたということで、知事のコメントは出していないということでした。以上です。

○委員（山根一男君） 多治見市からおっしゃいましたけど、多治見市からですか、それとも商工会議所の事務局か、どちらからですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 連絡は多治見市からでした。

○委員（山根一男君） 多治見市は、一応仲間というか、同じ同列として回ってきたという感じ、それはわかんないか。でも、多治見市から来たら、一方的にそれを確認せずに、出さないという決断をされたわけですね。

○企画部長（牛江 宏君） 今回の東美濃ナンバー実現協議会の事務局は、先ほど申し上げましたように多治見商工会議所内にございます。いろんな事務につきましては、行政のほうが実際の県との調整等についてはやらなきゃいけないということで、それは多治見市役所で行っていただいていますし、今回、協議会で提出を決めた後は、各市町が知事に申し込むというスタイルをとっていますので、そういう意味でいきますと、今回、そこの中心的役割を果たしていただいています多治見市が各市町にその情報を先ほどの日時に流されたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（川上文浩君） 長くやっても、どうでもいいことになるんであれですけど、今、23日の1時、たしか私の記憶でいくと、2月17日から27日まで、田代会長は海外、たしかアメリカへ出張ということで、16日に決められて、その後の会議を申し込んでも、私は断られたと。会長が不在なのでできませんという話でした。ということは、23日は海外に行っているはずなので、これは誰が判断、海外まで確認したのかなという、そのところはわからなきゃもういいです。後でゆっくり私個人的に教えてください。まずわかる範囲で。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません、そのお答えについては、私どもとしては承知していない、わからないという状態でございます。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問を認めます。

よろしいですか、この件について。

[挙手する者なし]

それでは、次へ進めさせていただきます。

○委員（田原理香君） 資料番号3、49ページです。岐阜医療科学大学開設支援事業についてお尋ねします。



地域医療を支える人材を輩出などのため、18億円の開設支援とするが、具体的に開設に向けてどう大学と取り組み、進めていくのか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 開設に向けた取り組みとしましては、大学と市の連携、例えば産前産後ケア事業、市民の健康づくりや介護予防などの協力について協議をし、取り組めるものから順次進めていくこととなっております。

また、平成30年度の地区センター祭り、従来の公民館祭りですが、そういったものへの大学の出店を働きかけたり、また飲食店や不動産業など地元の事業者との話し合いの調整などを今進めているところでございます。

引き続き大学と密接に連絡調整を行い、1年後の開校に向けて連携してまいります。以上です。

○委員（田原理香君） 地区センター祭りとかいろいろな行事等ということですが、この地域との連携という、地域住民の方々とのつながりについては、どんなことが話として出ているでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） まだ現時点では、具体的なものは出ておりません。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問を認めます。

○委員（冨田牧子君） 実は、3月3日に地元の自治会に行ったんですけど、地元の説明会があったということなんですけど、私たち帷子の議員は、一言もそういう御案内を受けていないわけですね。今までいろんな施設が帷子地域にもできましたけど、必ずちゃんと事前に私たちに説明がありました。自治連合会の会長が卒業式に来て、実は3月3日にあったんで、でも人数少なかったんですというふうに言われたんですけど、どこが主催して、どういう呼びかけをしたんですか。御存じないですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 3月3日の説明会につきましては、岐阜医療科学大学が主催をされました。案内については、自治会への回覧等を使ってされております。以上です。

○企画部長（牛江 宏君） 内容につきましては、私どもも相談は受けておりまして、対象者までは済みません、議員というお話までは、私どもからの配慮をすべきところだったかと反省はしております。

ただし、中身につきましては、12月の議会のとときに、岐阜医療科学大学から来て、議会のほうに説明させていただいた内容で、皆様方御承知の内容でございました。ただし、工事説明がありましたので、その点については地元に関係することで、地域の方がしっかり聞いていただければということで今回の形になりましたので、今後そこら辺については、私どもも十分配慮してまいります。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） では、今後はよろしく申し上げます。十分大事なことですので、お願いしたいと思えます。

関連質問、ほかにごありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員（伊藤健二君） 同じく49ページの岐阜医療科学大学開設支援事業です。

薬学部の新設には、建設費等の支援を行うわけですが、学校施設からの外部環境への影響は、当然最小限にしなければならないものです。薬学部ということで、さまざまな薬物、あるいは動物実験等もあり得るわけで、そうした毒性に対する管理、それから処理排水の問題、実験家畜等、生物等の管理と、特に空を飛んでくる危険もある鳥インフルエンザ等の感染防止対策について、市として機敏に対応をとっていく必要があると思うんです。もちろん市の直接管理専属部門かどうかというのはあるわけですが、県が出てきたりとか、いろんな問題ももちろんありますけれども、市として、その周りに市民がおるという意味において、必要な対応体制はとるべきだと思うんですが、市としての対応体制についてはどういうふうでしょうか。専属の部局のあるなし、あるいは保健の関係と環境課の対応関係と、排出についていうと水道部、下水道排水関係があり得ますので、幾つか縦割りの流れもあるかとは思いますが、この建設に伴う市としての窓口、そして横の連携などの体制はどのようにお考えかということをお聞きしたいということです。建設進捗に伴って、報告あるいは当初説明と確認がきちっととれているかどうか、そうしたことについて、時間の経緯の中で追っかけていく部署もどうなるのかということで、この説明をお願いします。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 市の体制の前に、岐阜医療科学大学に薬剤等の管理や排水処理などについて確認をいたしました。

排水処理につきましては、薬品の一次排水、これは薬品の原液でございますが、こういったものはポリタンクで回収し、残った薬剤もペーパー等で拭きとった後に、実験用の流し台から排水をするということでございます。この実験用の流し台からの排水は、処理水槽にためられまして、pH等、基準値以下になったものを下水道に放流するというところでございます。

また、薬剤等は全て施設内の適切な場所に保管をするという取り決めになっておりまして、取り扱い予定の薬品については、消防署と現在協議は済んでおるということで、再度、校舎が竣工する前に確認を受けるということでございます。

また、動物飼育研究棟というところで小動物を飼いますが、これはラットやマウスなどの小動物のみでございます。猛禽類ですとかニワトリなどの飼育は計画をされておられません。この施設は、気密性を保つパネル工法でつくられて、空調ですとか排気、そういったものは処理された状態で屋外に排出されるということございました。

市の対応といたしましては、まず下水道に放流する排水については、下水道課が毎月、水質の報告を受け、異常があれば指導をしております。

また、土壌や地下水の汚染、あるいは毒物・劇薬等に関することは、岐阜県や消防署の所管となります。例えば、市としましては、大学内の排水処理槽から漏出などが起きた場合には、県が指導等を行います。市の環境課が現地確認などを県に協力していくことになっております。また、庁内で情報を共有しまして、状況に応じた対応をとっていただく考えでございます。

次に、建築の進捗に関する報告・確認につきましては、建築担当職員の協力を得まして、

総合政策課が行ってまいります。工事の進捗状況を把握し、完成時には、建築基準法に基づく検査済証など関係書類の確認をしたり、現場での検査を行っていく予定でございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 1点だけ。下水処理ですが、現行の構造体が、可児市が直接管理する下水管に落ちる、いわゆる公共下水に落ちるのか、いわゆる昔でいうユニットをつくって、自己処理をしたやつを一般河川放流というような格好になる、そういう処理方式は採用されるのかしないということについては、どのように聞いてみえますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 先ほどの排水については、敷地内に設ける処理槽で一旦処理をして、そこから下水道に放流するというふうに聞いております。可児市の下水道に。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、関連質問を認めます。

○委員（板津博之君） 18億も出すわけですので、議会としても、ある程度一定の段階で、例えば建設市民委員会で視察を行うとか、そういうことは可能ですかね。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今年度も、総務企画委員会に関市のキャンパスの視察をされたと聞いておりますが、大学のほうの受け入れは、日程が合えば十分していただけるものと考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

この点に関して、ちょっと私から1点だけなんですけど、18億円というふうに計上されておりますけれども、債務負担行為での部分で当委員会から出されました、いわゆる実質経費等々で、この18億円というのはマックスで計上されておりますけれども、当初予算として、今後、経過によっては低く抑えられる可能性というのは、どの程度含まれておりますでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 予算としては18億円でございます。今、委員長がおっしゃったように、申請額によっては、2分の1補助ということでございますので、18億円に満たない場合も出てきます。これについては、交付申請が出てまいりまして、その内容を審査した上で額が確定してまいりますので、可能性として18億円に満たない場合があるということでお答えしたいと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 委員会からも申し入れをいたしておりますので、十分協議をなされるようお願いいたします。

それでは、引き続き質問を進めさせていただきます。

○委員（富田牧子君） 49ページの行政計画事務経費のところ、指定管理者の選定評価委員で、10の施設について3年目の評価、中間評価ですよね、行うということですけど、評価項目はどのような内容で、結果は議会に公表されるのかということ、そしてまた、選定評価委員会のメンバーは、どのような人物で構成をされているのかお聞きします。

○財政課長（渡辺勝彦君） 現在27の施設が指定管理制度により運営をされまして、おのこの施設を所管する課が指定管理者の選定を初め、モニタリング、外部評価となる指定管理

者選定評価委員会による評価を行っています。

財政課におきましては、既存の指定管理者制度導入に関するガイドライン、それから指定管理者制度モニタリング評価実施マニュアルに基づいて、各課が指定管理者制度を適切に運用できるよう相談に乗ったり、助言したりしておりますが、実際の評価事務は施設所管課で行ってございます。

実際の選定評価委員会による外部評価は、指定管理事業を客観的に捉え、市と指定管理者の双方に意見改善等を行うことを目的に、委員言われていましたように、3年目、5年目評価を実施しております。

今、お手元に3年目評価を実際に今年度、平成29年度に行った評価シートをお届けいたしました。これを見ていただきますと、これは福祉センターの3年目評価でございまして、施設の所管部署は福祉課となっております。対象期間としては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの分を評価しているということで、請け負っているのが株式会社技研サービスというところでございます。

こうした基本事項に加えまして、2番目としては、施設の運営状況としまして、利用状況であるとか、それから自主事業の実施状況、主な内容、それから収支の状況といったものをここで記載させていただいて、裏面を見ていただきますと、委員御質問のあった評価結果ということで評価項目、これは区分を業務の履行とサービス水準、収支状況という大きく3つに分けまして、あと総合評価というような形で行っております。それで、所見ということで、どんな所見を載せるかということで、ここにまとめております。

これにつきましては、まず一次評価ということで、施設の所管課、福祉課が評価したものを、二次評価ということで、この選定評価委員会のほうで評価するというので、一番右の欄がその選定評価委員会の評価ということになっております。

基準につきましては、最終ページのところに書いてございますが、AからDということで、評価基準を設けて評価をしているというような内容になってございます。

この評価書につきましては、外部評価の結果につきましては、選定評価委員会が終了しましたら、外部評価のシートの内容をホームページで公表しておりまして、議員の皆様を初め、広く市民に公表しているというような状況でございます。

それから次に、選定評価委員会のメンバー構成ですが、指定管理者選定評価委員会は、現在27の施設がございまして、ばらばらに委員を設定するよりも、ある程度似通った施設ごとに構成して行ったほうが円滑に進められるため、3部門に分けて、3構成で委員会を構成しております。1つが高齢者福祉施設の部門、それから2番目として児童社会福祉・体育施設の部門、それから3番目として地域づくり・文化関連施設の部門ということで、3つの部門に分けて構成しておりまして、委員の選定と報酬の支払いをこの3事業のほうで行っております。

委員のメンバーですが、委員の任期は3年でして、現在の委員は平成27年10月から平成30年9月30日までの任期でございます。

構成としましては、それぞれ大学の教授または准教授といった方がお一人、税理士、それから行政書士、あと施設の精通者ということで、関係団体の関係の代表者ということでお二人、自治連合会であったり、民生児童委員連合会であったり、健友連合会であったりというような方、こういった方で5名ということでメンバー構成をしております。以上です。

○委員（富田牧子君） この指定管理について、決めるのは議会なんですね。ですから、私は、ホームページで公表しますよということではなくて、きちっとそれぞれの3常任委員会あるわけですから、それぞれの関連するところでこの報告をやるということをぜひ義務づけていただきたいというふうに思います。

○委員長（澤野 伸君） ただいまの御提案については。

○財政課長（渡辺勝彦君） それぞれの評価委員会が終わった段階で公表されますので、そのタイミングで議会のほうにもお出しするということが可能かと思っておりますので、それぞれの所管の課がそれぞれの委員会を行っておりますので、そういった御要望があれば、そのように関係課に伝えていきたいと思っております。

○委員（富田牧子君） それから、今回は10施設ということで、全部で27出しているけど、その後の17の点については、まだ3年目にならないからということでやらないということですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） いわゆる5年の指定期間の中で、中間に当たる3年目、それから最終年の5年目ということで制度を運用しておりますので、今後もそのような形で進めたいと思っております。

○委員長（澤野 伸君） よろしいでしょうか。

それでは、他に関連質問ございましたら。

[挙手する者なし]

では、21番、御答弁いただいておりますので、22番から始めさせていただきます。

○委員（山根一男君） 次の、資料3の50ページのほうで、中段上、ネットワーク管理経費というところでは。

岐阜県情報システム運営負担金 585万6,000円は、前年度予算に対して約17%、85万2,000円ほどの増額となっているが、その理由はということで、内容も含めてお願いしたいと思っております。

○総務課長（肥田光久君） 岐阜県情報システム運営負担金は、スーパー情報ハイウェイ運営負担金と情報セキュリティークラウド運用業務委託費負担金の2つの負担金から成っております。

スーパー情報ハイウェイ負担金につきましては、平成30年度から、ハイウェイの支線を新たに保守対象にするため、40万9,000円増額したものでございます。セキュリティークラウド運用業務負担金については、平成29年7月のマイナンバー制度による情報連携に合わせて運用が開始されたものでございます。そのため、平成29年度は9カ月間の運用期間であったものが、平成30年度は1年間、12カ月の運用期間となるため、負担金が44万

2,000 円増額となるものです。2つの負担金の増額分の合計が、委員がおっしゃった増額の根拠となります。以上です。

○委員長（澤野 伸君） それでは、関連質問よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員（高木将延君） 50 ページで、ネットワーク更新経費でございます。

その中のOSアップグレードライセンス購入費ということで、これは多分ウィンドウズ7から10へのアップグレードということだったと思いますが、一般でいいますと、無償アップグレードの期間もあったかと思うんですが、その辺の対応はできなかったのか、あと全体のパソコン全てで行われるのかということを確認させてください。

○総務課長（肥田光久君） 職員パソコンは、市の基幹システムであります総合行政システムと連携して機能をしておりますが、その総合行政システムをウィンドウズ7で稼働しております。この総合行政システムのOSをウィンドウズ10へアップグレードすることにつきまして、システムのデータ管理を委託しております岐阜県市町村行政情報センターとこのシステムの開発事業者がこのシステムの安定稼働とか安全性などを考慮しますと、マイクロソフトが提供する無償期間中でのウィンドウズ10への対応は実施しないほうがよいというふうに判断をされたということが一つあります。

また、連携する市の職員においても、この限られた期間の中で各課が導入しております独自のシステムですとかプリンター等の接続機器、こういったものが正常に作動するか検証し、さらに対応作業を行った上で稼働させるということはリスクが高く、また費用もかかるということから、無償アップグレード期間での対応は行っておりません。一旦、基幹システムにふぐあいが生じますと、自治体が提供する行政サービス全般に甚大な影響を及ぼすとともに、復旧に時間を要することも想定されることから、何よりも安定稼働を重視して判断をしたものでございます。

なお、アップグレードは、平成30年度に職員パソコン750台、平成31年度に住基端末用のパソコン250台の全パソコンで実施をいたします。以上です。

○委員（高木将延君） そうすると、今後またOSがアップグレードする際には、同じような経費がかかってくるということでしょうか。

○総務課長（肥田光久君） はい、同様に経費が必要になってくるということは、当然あると思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（山田喜弘君） ウィンドウズ10ですけれども、検証したんかもしれんですけれども、操作性とか、毎月15日か何かアップグレードして、ふぐあいがあるとかというような話も聞くんですけど、その辺どうですか。その検証というか。

○総務課長（肥田光久君） 発表されてから間もないということもあるんでしょうけれども、それはマイクロソフトのほうから、随時それを補完するものが提供されておるということで、より安全にパソコン、システムを稼働させるためには、ウィンドウズ10への移行は欠かせ

ないと。ウインドウズ7については、メーカー側のサポートが平成 32 年 1 月に終了いたします。そうしますと、システムの安全性、パソコンの安全性という面では全く脆弱になってまいりますので、アップグレードというのは欠かせないというふうに判断をしております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして 24 番、25 番続けてお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 51 ページの総合会館管理経費です。

総合会館改修工事は、どの部分でどのように改修をされるのでしょうか。また、改修後は、何階にどういう団体が入るのか教えてください。

○委員（中村 悟君） 同じく総合会館管理経費ですが、同じように改修工事の内容をお聞きしております。

○管財検査課長（安藤重則君） 総合会館改修工事は、総合会館分室の入居団体の移転に伴い、再配置に伴う間仕切り等の変更により、1 階から 4 階において改修工事を行うものでございます。また、これにあわせて、電気設備等の老朽化による改修工事もあわせて施工をする予定です。なお、5 階大ホールについては、現状どおりで改修は行いません。

工事内容の詳細につきましては、まず再配置に伴う改修工事として、仕切り壁の設置がえ及び内装の改修で約 4,900 万円ほど、照明器具、空調設備及び給配水設備の位置の変更で約 3,820 万円、その他非常放送設備・防災設備の改修等に約 1,360 万円で、再配置に伴う改修工事に係る費用としましては 1 億 130 万円です。

また、電気設備等の老朽化による改修工事の内容としましては、大きなもので受変電設備の改修で約 5,970 万円、また自家発電設備の改修で約 1,700 万円、その他 1 階屋根防水補修、換気設備、消防用設備等の改修工事を行います。老朽化等による改修工事に係る費用としましては、1 億 760 万円です。

今回、総合会館改修工事に、合計 2 億 890 万円を計上しております。

次に、入居団体の配置についてですが、今回新たに 10 の団体に入居していただきます。1 階には、可児市教育研究所及びハローワークプラザ可児に入居していただきます。2 階には、可児市人権啓発センター、可児 NPO センター、可児ライオンズクラブ、可児青年会議所、可児ロータリークラブ、可茂ロータリークラブの 6 団体に入居していただき、さらに会議室を 2 階には 1 部屋新設する予定です。3 階は、既存の可児商工会議所事務所は現状のままで、可児土地改良区及び可児川防災等ため池組合に入居していただきます。4 階につきましては、会議室を 5 部屋設ける予定です。

なお、この配置のレイアウト図につきましては、この後の総務企画委員会の説明資料として提出をさせていただきます。

入居団体に対しましては、平成 29 年 5 月に配置先について御説明を行い、詳細等についても協議をし、了承をいただいております。また、工程についても説明をし、予定では平成 31 年 4 月に移転をしていただくことで了承を得ております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

関連質問を認めます。

○委員（可児慶志君） 同じページのその下の項目の総合会館分室の管理経費ですけれども、使用が終わって、平成 31 年度に取り壊しをするというようなことを聞いておりますけれども、取り壊した跡地利用という計画を平成 30 年度中に立案して、遅滞なく有効活用を考えるべきではないかなというふうに思っております。駅西口広場とか、あるいは県道 84 号、市道 117 号の改良も踏まえて、有効活用を考えるべきではないかと、予算計上をすべきではないかというふうに思っているんですけど。

○管財検査課長（安藤重則君） 総合会館分室は、平成 31 年度に建物を撤去した後に、当面の間は子育て健康プラザ、また隣接する多文化共生センターフレビアの駐車場用地として利用をいたします。現時点では、両施設の利用状況を見ながら、またそのほかにも現在整備中の近接する県道土岐可児線及び市道 117 号線の道路改良事業、また駅東、駅西の整備事業後の状況の変化を考慮し、総合的に判断し計画していく必要があると考えております。

このことから、現時点では未定ではございますが、利便性が高い場所であり、状況を見て、有効利用が図られるように考えてまいります。以上です。

○委員（可児慶志君） 様子を見ながらということですけども、非常に貴重な土地ですので、早急に有効活用を考えるべきだと思うんですね。当面は子育て健康プラザの駐車場だとかフレビアの駐車場だとかとあって、足りないのであれば、子育て拠点施設にもっと何か増設とか、もともとの建設計画からおかしかったんじゃないかなというふうに思うし、ちょっと説明が中途半端とか、不十分とか、納得できるような説明ではないような気がします。この点については、以前にも指摘してあるんですよ。中途半端な対応ではなくて、きちっとして、子育て健康プラザの駐車場が足りないなら足りないで、ちゃんとしなきゃだめじゃないですか。貴重な土地をちょっと使ってみる、様子を見る、そういう曖昧な対応では、予算を我々が審理してきた意味がないですよ。フレビアも足りないのであるならば、フレビアにもともと対応してきてあげなきゃだめだったんじゃないですか。たまたまあいたから使いますなんていう回答は非常にまずいです。だから、早急に跡地利用を計画するようにしないといけないと思いますが、部長はどうですか。

○企画部長（牛江 宏君） 跡地利用ということで、企画部のほうからお答えをさせていただきます。

正直申し上げまして、今のところ総合会館分室の跡地の利用については未定でございます。今のところ、これ以上の回答はございませんが、これは総合会館分室の跡地だけにかかわらず、繭検定所跡地、それから児童センター跡地を含めての、いろいろ課題の中の一つであろうというふうに認識しておりますので、可児委員御指摘のように、有効利用を早々にというのは、当然御意見としては承るわけでございますが、まずは、今、管財検査課長も当面はという言い方をしたので、ちょっとニュアンスとして違って伝わっておるとつらいところで



が、あくまでも子育て支援施設、それからフレビアについては、通常利用での使用に何か支障があって利用するというわけではございません。何かイベント等、特別なことが起きたときに、それでもひょっとかしたらそのときは足りないのではという意味合いでの発言であったというふうに捉えていただきまして、まずはしっかりその辺の状況を見させていただきたいということをございますので、よろしくお願いたします。

○委員（川合敏己君） まず、あの跡地を駐車場として利用するというのはあるんですけども、やっぱり駅前の有料駐車場と、子育て健康プラザは駅前の有料駐車場になるはずですので、そこら辺はあそこの駅裏の駐車場にすることであれば、そこら辺は多分有料になるのか無料になるのかちょっとわかりませんが、そういった整合性というのはきちんと図った上で、公平に使えるようなことを考えていていただきたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

○委員長（澤野 伸君） この件について関連を認めますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員（板津博之君） それでは、次の 52 ページのほうです。

重点事業説明シートの 7 ページもあわせてごらんください。

生活安全推進事業で、防犯灯の LED 化率は、重点事業説明シートの達成状況では、平成 28 年度は目標値に対して結果が若干少なくなっている。これはマイナス 1.7% ですが、防犯灯設置補助金は、目標値を達成できるような積算額となっているのか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 防犯灯設置補助金の予算額につきましては、前年度にまとめる自治会の設置要望をもとに積算していますので、現在のところ、補助金申請の全件に対応ができています。

重点事業説明シートの達成状況につきましては、前年度の増加率と自治会要望の両面から目標値を設定してきましたが、平成 29 年度の結果は 80.4% になると見込まれ、平成 28 年度よりもさらに乖離することになります。したがって、翌年度の目標値につきましては、増加率を見込まず、自治会の設置要望のみを参考にして設置をするよう見直してまいります。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問を認めます。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員（山田喜弘君） 56 ページの e L T A X 関連経費です。

利用実態と利用促進策をどのように行っているのでしょうか。

○税務課長（宮崎卓也君） e L T A X につきましては、現在、給与・公的年金等支払い報告、それから法人市民税や償却資産の申告などに利用できます。

その実態につきましては、平成 29 年度分の給与・公的年金等支払い報告で、全体の 62% の利用で、これは平成 28 年度、前年度分との比較で約 2,900 人分ぐらい増加しております。

それから、平成 28 年度提出分の法人市民税の申告では、これは全体の 69% の利用率。平成 27 年度提出分との比較では、130 件ほど増加しております。

それからもう一つ、平成 29 年度分償却資産の申告では、これは全体の 29%の利用率で、前年の平成 28 年度分との比較では、約 170 件の増加と、いずれも増加というふうになっております。

その利用促進策につきましては、啓発を主に実施しておりまして、具体的には、法人市民税申告書の提出をお願いするための案内文書、これにパンフレットを同封したり、それから償却資産申告書の提出のお願いのための案内文書の中に e L T A X の利用案内の文を掲載したりしております。また、市のホームページへも掲載を行っております。

それから、平成 30 年度の地方税制改正案の中では、e L T A X による共通電子納税システムの導入というのが盛り込まれておりまして、実際は平成 31 年の 10 月からなんですけれども、事業者が自治体ごとに納付していた税金につきましては、最初のうちは個人市民税の特別徴収や法人市民税となっておりますが、この税金が e L T A X により一括で納付できるようになるというようなことも盛り込まれておりますので、これによりまして一層の利用促進が今後は図られていくということを期待しております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件についてはよろしいですか。

関連質問を認めますが。

[挙手する者なし]

○委員（富田 牧子君） 56 ページの戸籍住民登録事業で、説明のときに、総合行政システムの改修で印鑑登録の性別欄の記載が廃止をされたということをお聞きいたしました。その理由は何かということと、こうした性別の欄の記載が廃止されるということは、ほかにも関連することがあるのかということをお聞きします。

○市民課長（山口 好成君） 初めに、印鑑登録証明書の性別記載欄廃止の理由についてお答えいたします。

心と体の性が一致しない性同一性障害など性的少数者、L G B T に配慮した対応が全国的に広がりを見せております。こうした性的少数者に配慮した対応として、新年度に岐阜県市町村行政情報センターの印鑑登録標準システムを利用しています 36 の市町村で、印鑑登録証明書から性別記載欄を削除する方向でシステム改修を行うものでございます。

印鑑登録に関することは、可児市印鑑条例で記載される事項が定められておりますので、システムの改修状況等を見ながら、平成 30 年度中に運用を開始できるよう、条例改正案を上程したいと考えております。

次に、ほかにも関連することがあるのかにつきましては、市民課の関係では、住民票の写しなどは、住民基本台帳法など法律等で記載する旨が定められておりますので、性別欄の削除が可能なものは、印鑑の登録に関するものだけとなります。

全庁的には、新年度、人づくり課において可児市男女共同参画プラン 2022 の策定を進めていく中で、この性的少数者に配慮した内容も盛り込んで検討してく予定だと聞いております。以上でございます。

○委員（富田 牧子君） 去年の総選挙のときに、八百津町で申請書だったと思うんですけど、

選挙の申請書というか、何かとにかくその部分では、男女の記載をなくすとしたそうです。それは、その前にLGBTの方から申し出があったので、ですからいろいろやれることは、住民基本台帳法のほうは別として、あると思いますので、ぜひ今全国で進んでいることですので、可児市でも積極的にそういうふうにやっていただくようお願いしたいと思います。

○市民課長（山口好成君） 八百津町の動きにつきましては、昨年9月に印鑑登録証明書の性別欄をなくすよう意見書を支援団体でありますレインボーなごやの代表者らが出されたというニュースが新聞等で報じられております。こうした動きが一つのきっかけとなりまして、今回、印鑑登録証明書の欄から性別欄をなくすという動きになっております。法律等で定められております性別欄をなくすことはちょっと無理でございますが、引き続きこうした性的少数者の対応につきまして対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問を認めます。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員（伊藤 壽君） それでは、86 ページですが、可茂消防事務組合経費。この説明のときに、可茂消防事務組合の南署に給油取扱所を設置するという説明がありましたが、この目的とか必要性、効果等について説明をお願いしたいと思います。

○防災安全課長（日比野慎治君） 大規模災害時には、ガソリンスタンドに住民が集中して給油が行われる可能性が高く、緊急車両への給油が困難になることが懸念されます。そういった状況下におきましても、消防自動車や救急自動車に燃料を安定的に供給し、消防・救急活動を迅速に行うことを目的として、可茂消防が専用で使用できる給油取扱書を南消防署内に設置するものでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問を認めます。

〔挙手する者なし〕

○委員（勝野正規君） 次のページの87 ページですが、防災行政無線整備事業でございます。防災行政無線整備事業の予算は、平成28年度当初予算に対し、平成30年度はおよそ半分となっております。これは災害時の情報伝達手段の後退につながりかねないのではないかと。予算減の理由をお願いします。

○防災安全課長（日比野慎治君） 平成28年度から平成29年度にわたり、岐阜県防災情報通信システムの整備に係る市町村負担金を計上していたため、平成30年度の予算額が減少しておりますが、この負担金を除いた防災行政無線に係る純粋な予算額を比較しますと、平成28年度は1,333万9,000円、これに対し、平成30年度は1,307万5,000円で、その差額は26万4,000円となり、市の防災行政無線に係る予算は、ほぼ同程度の予算額となっております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件に関しまして、関連はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員（富田牧子君） 87 ページの災害対策経費ですが、地震防災マップの改定が行われるということですがけれども、どのような新情報がマップに記載をされるのか。例えば昨年作成

されたと思うんですけども、亜炭鉱の廃坑状況というのを調べたと思うんですが、そうしたことも今度の新しいマップに反映をされるのでしょうか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 現在の地震防災マップは、土地の揺れやすさや液状化の予測を50メートルメッシュで落とし込んでいます。平成30年度の改定では、税務課の家屋データを利用し、個々の建築物の構造や建築年による耐震性から建築物の倒壊率を算出し、南海トラフ地震が発生した場合の建築物への影響を追加させるものです。

一方、亜炭鉱廃坑の状況につきましては、今年度、産業振興課が作成しているというふうに認識しておりますけれども、この状況につきましては、今年度実施したボーリングデータや、地域の方から聞き取った当時の状況をまとめるものであり、地震によって亜炭鉱がどのような影響を受けるのかを詳細に調査したものではありません。

したがって、今回の改定に亜炭鉱の廃坑状況を反映させる予定はございません。以上です。

○委員（富田牧子君） 前半部分のところですけど、家屋データとかいろいろから算出して、倒壊率とかいろいろ、具体的にはどういう形でマップというのができるのでしょうか。前だったら、レッドゾーンとかありましたよね。イエローゾーンとかそういうのが地図に入ったりしていたと思うんですけど、どういうふうな反映の仕方をされるんですか。いかに見やすいかということも非常に大事だと思うんですけど、ちょっとイメージが湧かないものですから、教えてください。

○防災安全課長（日比野慎治君） 個々の建築の倒壊率を算出しますので、一軒一軒の倒壊率は違うということになります。それを色別で地図に落とし込むということを行いますので、大きな地図で見るとなかなか色の違いが見にくいかもしれませんが、拡大して見ていただければ、その家がどのくらいの倒壊率だということがわかるようなものにしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連で。

○委員（板津博之君） それは公共施設のみですかね。

○防災安全課長（日比野慎治君） 建築物全てを予定しております。

○委員（板津博之君） わが家のハザードマップにもそれは反映させますか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 今のところ、この予算の中では、全市的なものだけというふうに考えておりますけど、将来的にその情報が市民にとって有益であると、わが家のハザードマップのほうにも反映させたほうが良いということであれば、反映させていくようなことは検討していく必要があるかなというふうには思っております。以上です。

○委員（板津博之君） 県のGISのほうにはどうされますか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 今のところ、ちょっと検討はしていません。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連で。

○委員（伊藤健二君） 可児市防災計画をつくったとき、岐阜大学の研究室のいろんなデータを持ってきて、液状化の問題で私質問したことがあるんですよ。当時の総務部長の丹羽君が、いや、余り心配要らないといって返事をした経過があるんだけど、あのときに500メートル

メッシュの情報をベースにしていたんです。さっきの話だと 50 メーターでやっているというのは、いつの最新データが今お話しになられた情報のあれですか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 県のデータは 250 メーターメッシュというふうに私は理解しておりますけれども、これを修正、改定したのが平成 23 年度で、このときに 50 メーターメッシュに落とし込んだというふうに理解しております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 関連質問ございますでしょうか。

○委員（山根一男君） ちょっと 1 つ前の防災行政無線の関連ですけどよろしいですか。

きのうの新聞報道等で、消防救急デジタル無線機納入にまつわる監査請求ということで、7 消防に出ているんですけども、可茂管内に関して、あるいは可児市の関係するところでは、この救急デジタル無線機に関しては全く関係ないということによろしいでしょうか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 可茂消防事務組合からは、報告は受けておりません。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、平成 30 年度予算についての通告による質疑は以上です。

そのほかの質疑を認めます。

○委員（富田牧子君） 結婚していない人が子供を産んだときに、みなし寡婦控除というのがあって、それがちょっと前では、市営住宅に入るとか、そういうときに適用できたんですけど、今度新たに 25 事業にそのみなし寡婦控除がやられるんですけど、前もそうやって市の広報でいろいろ出していたと思うんですけど、市民に周知するように、ちゃんと広報で出す予定はありますか。

○市長公室長（酒向博英君） 私が答えるのが適切ではどうかわかりませんが、まずは、今おっしゃられたみなし寡婦控除のどこの部分が変わるのかということをお各担当課のほうでしっかりと認識して、それで当然、市民に知らせるべきことは知らせなくちゃいけませんので、それはちょっと一度、関係する課のほうに確認をさせていただいて、対応すべきところは広報等で対応していくということにしたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上をもちまして、平成 30 年度予算に関する質疑を終了させていただきます。執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 49 分

○委員長（澤野 伸君） それでは委員会を再開いたします。

本日の予算案の質疑を通しまして、今後の予算執行に向けて可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や、または委員長報告に付すべきなど必要があれば、ここで自由討議をかけて、要望があれば出していきたいと思いますが、当然 13 日に議決事項でございますので、現段階での質疑を受けた段階での委員長報告等に付すべき事項があれば、ここで議論を交わしたいと思います、よろしいでしょうか。

当然、13 日の最終日にまた御要請があれば、自由討議を含めまして、委員長報告等々にも付すべきものがあれば、そこで議論をなされる予定にはなっておりますけれども、現段階で必要とあれば、お時間をとらせていただきたいと思います、御要請がないとみなしてよろしいでしょうか。

○委員（可児慶志君） 板津委員が質問した 8 番目の項目と、それから私がここで関連して言ったこと、それから総合会館分室の件なんですけど、せっかくいろんな大きな投資をしながら、駅前街路が完成した暁のまちの発展を、市としてどう促進していくのかということは、もう事前事前に考えていくべきで、手を打っていくべきやと思う。

それから、また総合会館分室の跡地利用についても、本当に可児市にとって貴重な土地なので、可児市の土地利用をきちっとしないと、まちの発展を、言ってみれば可児市が遅滞させているというふうに捉えられかねないので、こういう促進策というものを積極的に今後は打っていくべきだと思う。お金をかけなくてもできるかもしれないので、次年度にぜひ職員の中で計画を立ててもらいたいなというふうに思います。

それからもう一つ、東美濃ナンバーのことについては、質問に執行部も全く答えられない状況の中で、我々がどう審議をすればいいのかというのは、非常に全くもって不可解な話なので、これらに類することが今後もう起きないように、明確に答弁できるような状況になってから予算提示をすべきだと私は基本的に思うので、この辺をしっかりと執行部側に伝えていただきたいなと思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言。この件に関しましても結構でございます。

○委員（富田牧子君） 可児委員が言われた前半の部分、総合会館の分室のところですけど、更地にしてほかっておくままにしておくのかという、草生やすだけにするのかということで、大変問題だと思うので、やっぱりどう跡地を利用していくのかという計画をぜひ立ててほしいと思いますので、その点はお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（山根一男君） 今、可児委員もおっしゃったことですが、東美濃ナンバー実現協議会負担金の 300 万円につきましては、十分な説明ができていないということも、若干今、流動的などところもありますけれども、議会として、協議会を離脱しているということもありますので、予算修正を含めた、それなりの議論といいますか、適正な議論をした上で、これをどうするかをしっかりと議会の中でまず話していくべきだと思いますけど、どうしたらいいですかね。

○委員（伊藤健二君） 東美濃ナンバーの問題なんだけど、きょうはこれ以上、議論とかいう

状況にないんですね。要するに審議ができない。だから、予算案は審議をし尽くしてからどうするかを決めるのが常識中の常識だからというのは、まず大変正しい御指摘だというふうに思うんです。その上で、じゃあ次の 13 日にどういう結論を出していくかという前段のところで、きちっと今の到達点が明らかになるように、これは個別の話として、委員長のほうから執行部に申し入れしてもらって、もうかなぐり捨てて、はっきりとさせられるところはしてもらおうと。その後、各自治体から 28 日までには出ていなきやいけないという計画になっていたわけでしょう、一般論としては。それはずれたならずれたで、ずれましたという話がなきやいかんわけだし、そうっていないわけだから、ただただわからない、混乱だけが続くというのは、一番ぶざまな話だと思うんです。執行部としても、それが正しいとは思っていないわけだけど、今は全く知らない状態という、情報なし状態ですから、そこは改善してもらって、それでどうすべきだということを出せるように条件を整えていただく。それを要請してください。お願いします。

○委員長（澤野 伸君） ただいま伊藤健二委員からの御指摘をいただきまして、私のほうで少し執行部とも相談をさせていただきたいと思います。現時点では、2月 28 日までに県知事に各市町が、長が責任を持って申請をするというのがこれまでの情報でしたけれども、ただいまの現時点では、その申請がなされていない。そして、協議会での動きについても、全く今現状はつかめていないというような状況であります。また、いろんな情報が錯綜しているという現段階においての状況というのが今わかりました。13 日までまだ少しだけ時間がありますので、その間しっかり私も情報収集をしまして、13 日に本当に審査しなきやいけませんので、その段階には何とか情報収集をしまして、皆様にお伝えできるものはお伝えしていきたいというふうに思っております。何分にもあのような答弁でございますので、これ以上はちょっと難しいところもありまして、大変御迷惑をおかけいたしました。情報収集には努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

他に御発言は。

○委員（田原理香君） 岐阜医療科学大学のことなんですが、医療人材を輩出することにおいては、きょうの御答弁のとおりなんですが、ただこれまでも、地域の中でそういった医療関係の方々がこの地域で活躍をしてくれるということは、ずうっと執行部のほうからも説明があるところで、そういったところにおいては、その地域との絡まり方ということにおいてはまだまだ不十分で、地区センター祭りに出てきてもらうとか、また地域のいろんな方々との今後顔合わせとか、要は生徒をどう地域とつなげていくかということもあわせて、まだちょっときょうの御説明での、今取り組んでいらっしゃるところでは、まだまだこれからだというふうに感じましたので、そちらのほうの取り組みもしっかりとやっていただきたいというふうに思いました。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（川合敏己君） さっき伊藤健二委員が言っていたものですから、それでいいんですけれども、そもそもこの予算議会において執行部が答えられない部分があるというところ

ろが、僕はちょっと非常に、もちろん市がやっていることではないんですけども、じゃあ市がやっていないその協議体に対して負担金を、要するに誰かの一存で何か決まっているような、そんな印象を受けた協議会に対して負担金を出していいのかどうかというのも、そもそも論でちょっと感じてしまったところでございます。先ほど伊藤健二委員がおっしゃっていただいたように、私たちが議決をしなければいけない日までに、済みません、委員会の中でですね、ぜひ先ほど注文があった部分、ぜひ委員長にはちょっと御苦勞ですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 承りました。

他に御発言は。

○委員（富田牧子君） 先ほど田原委員は岐阜医療科学大学の話をされて、地域との連携と言われましたけど、まだ薬学部も認可されたわけではありませんし、それよりもまず、何よりも安全に工事を行っていただくということで、私たち帷子の議員にもお話もないという、こういう状況はやっぱり大変問題だというふうに思うんですね。だから、18 億円という本当に大きなお金を、私は反対ですけど、出すわけですから、もっともっとこれを注視していくとか、この成り立ちをみんなで監視するとか、いろいろそういうことが必要なんじゃないかなと思うんです。

○委員長（澤野 伸君） 議長から御発言を求めます。

○議長（川上文浩君） やはり私も先ほどの話を聞いて、地元の議員に、ほかの議員にも当然なんですけれども、そういった工事の説明もあるのなら、あつて当たり前ですので、これは議長からも、執行部に関してはそういった情報は確実に流してもらえるように、明らかに企画部長もやられることを知っていたという答弁でしたので、その情報を共有させないというのはちょっと私も考えられませんので、強く議長のほうから執行部には要請をしていくとか、そういう落ち度がないようにしていただかないと、情報が入ってこない、一番まずいパターンですので、今後ないように、しっかりとその辺に関しては、私からも強く要望していきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（澤野 伸君） 議長からしっかり注意をしていただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に御発言は。

○委員（可児慶志君） 富田委員も言われたけど、後で説明しますとってね、前の最初の質問のときにね、あれは本当にまずい話だと思つて、私も総務企画委員会におつて、総合会館の改修に2 億円もかかるのを初めて予算書を見てわかつて、それできょう午後から説明しますなんて、何ですかという感じなんで、そういうことが余りにも多いので、この辺もきちつと予算決算委員会の委員長報告の中では取り上げていってもらいたいなと思ひます。

○委員長（澤野 伸君） その件につきましては、前回の委員会で御指摘をいただきまして、文書で執行部に通知をいたしました。後で説明するとか、予算にかかわることですから、この場でその事業内容についてもしっかりと説明するよつとということ、文書で出しましたの



で、今後まだ落ち度があるようでしたら、また議長からしっかり注意していただくように委員会から申し入れをさせていただきますので、委員長名で一応、前回につきましては、通知を出させていただきます。

○委員（山根一男君） ちょっとそれに追い打ちをかけるようですけど、先ほどの東美濃ナンバーのこと、23日の時点では、もう取りやめるという方針を執行部は決めていたわけですけど、その辺は議長は聞かれていたんですか。

○議長（川上文浩君） きょう初耳でございましたので、先ほどの中で、誰がどう決めたんだと言ったら、わかりませんという答弁だったので、そういう現状です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、総務企画委員会関係での質疑での自由討議ということでの御発言がありまして、正・副委員長で少し取りまとめをさせていただいて、また13日、結審が終わった後に、また再度報告をさせていただいて、皆さんで協議していきたいと思いますので、よろしかったでしょうか。

1件だけ済みません。岐阜医療科学大学の件で、当委員会から補正予算のときに申し入れをしておりますので、その件についても少し付記させていただきたいというふうに思いますが、この件についてはよろしかったですかね。また提案をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に全体を通じましての御発言よろしかったでしょうか。

○委員（山根一男君） もし、13日の時点で予算修正とかをかけるという場合、動議を出すという場合は、どの時点でどうやっていけばいいんでしょうかね。

○委員長（澤野 伸君） ちょっとここで暫時休憩といたします。

休憩 午後12時03分

---

再開 午後12時04分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩を解きます。

他に全体を通じまして御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上をもちまして、本日の当委員会の会議日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。本日はこれにて散会いたします。

なお、次回、あす8日午前9時より予算決算委員会、建設市民委員会所管部分の質疑を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はまことにお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後0時05分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 7 日

可児市予算決算委員会委員長